

最高裁秘書第3294号

令和元年6月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年2月27日付け（同年3月1日受付、最高裁秘書第1101号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

全国の裁判所の所持品検査に要する費用が分かる文書（平成26年度から平成28年度までの分）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）